具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託特名随意契約）

【令和8年度第2四半期分】

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	阿倍野区庁舎建替整備基本構想策定支援業務委託	その他	株式会社日建設計	30,140,000円	令和8年7月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
2	令和8年度大阪市区庁舎建替検討にかかる支援等業務委託	その他	大阪市区庁舎建替検討にかかる支援等業務委託PwC・昭和設計共同事業体	66,990,000円	令和8年7月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
3	委託機関窓口用統合端末機器等追加に伴う住民基本台帳ネットワークシステム等サーバ機器等設定変更業務委託	情報処理	NECフィールディング株式会社	3,367,100円	令和8年7月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	ー
4	令和8年度　統合基盤システムにおけるOS・Officeバージョンアップに伴う大阪市住民記録・印鑑登録システムにかかる環境構築等業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	20,760,300円	令和8年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	ー

具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託特名随意契約）

【令和8年度第2四半期分】

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
5	令和8年度　郵便局への個人番号カードに係る電子証明書関連事務及び券面記載事項変更等受付事務業務委託	その他	日本郵便株式会社	18,727,526円	令和8年8月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G2	ー
6	もと市民交流センターひがしよどがわ外壁タイル剥落防止ネット設置工事（道路境界面・隣地境界線付近）業務委託	機械設備等保守点検	日本管財株式会社	1,064,800円	令和8年9月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
7	令和8年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託	映画・ビデオ制作	株式会社IDEAL	1,496,000円	令和8年9月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	ー
8	令和8年度　窓口DXSaaS導入に伴う大阪市住民記録・印鑑登録システム前連携処理対応業務委託	情報処理	株式会社NTTデータ関西	39,501,000円	令和8年9月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	ー

No.1

随意契約理由書

1　案件名称

阿倍野区庁舎建替整備基本構想策定支援業務委託

2　契約相手方

株式会社日建設計

3　随意契約理由

本事業は阿倍野区庁舎の建替えにあたり、区庁舎建替整備基本構想を策定するため、基本構想策定支援や区民等意向把握にかかる支援等の総合的な支援を受けることを目的とする。基本構想策定支援では、現区庁舎等の現状と課題整理、施設整備に関する調査・検討及び事業スキーム等の調査・検討を行うにあたり、民間事業者が持つ専門的な技術や調査方法等を最大限に活用し、より効果的な手法によって実施する必要がある。また、区民等意向把握にかかる支援では、区庁舎利用者等の意向把握や基本構想へ区民意見の反映を行うにあたり、民間事業者のノウハウ、創意工夫等を最大限に活用する必要がある。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社日建設計の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社日建設計と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部施設担当（電話番号：06-6208-7327）

No.2

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度大阪市区庁舎建替検討にかかる支援等業務委託

2　契約相手方

大阪市区庁舎建替検討にかかる支援等業務委託ＰｗＣ・昭和設計共同事業体

3　随意契約理由

本事業は、本市が「10 区庁舎建替えビジョン」に基づく 10 区庁舎の建替えを着実に進めるため、市民局及び対象区役所を中心に専門的見地からの技術支援や助言を受けるとともに、此花区庁舎及び都島区庁舎については基礎調査を実施し、区庁舎の移転候補地の評価や各事業手法の実現可能性の調査を行うことを目的とする。本市への技術的支援や助言及び課題に対する対応方針案の検討等を行うには、民間事業者の持つ高度な技術及び専門性を最大限活用する必要がある。また、各区庁舎の建設可能性調査や概算事業費の算出を行うためには、民間事業者のノウハウを用いた手法による実施が必須となる。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大阪市区庁舎建替検討にかかる支援等業務委託ＰｗＣ・昭和設計共同事業体の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、大阪市区庁舎建替検討にかかる支援等業務委託ＰｗＣ・昭和設計共同事業体と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部施設担当（電話番号：06-6208-7327）

No.3

随意契約理由書

1　案件名称

委託機関窓口用統合端末機器等追加に伴う住民基本台帳ネットワークシステム等サーバ機器等設定変更業務委託

2　契約相手方

ＮＥＣフィールディング株式会社

3　随意契約理由

本業務は、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）」第３条第１項の規定に基づき、マイナンバーカードの電子証明書発行・更新の受付等及び暗証番号の初期化業務を郵便局に委託するにあたり、当該業務用として調達する住民基本台帳ネットワークシステム等統合端末を安定的に使用できるようにするため、住民基本台帳ネットワークシステム等（以下、「本システム」という。）に係るサーバ機器等（以下、「本件サーバ機器等」という。）の設計及び設定変更作業を行うものである。

本件サーバ機器等については、「住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式長期借入」契約によりＮＥＣキャピタルソリューション株式会社から借り入れており、保守業務については、同社より、ＮＥＣフィールディング株式会社が再受託者とされている。

本業務は、現行の機器保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外の者に委託した場合は、例えば、本システムに障害が発生した際に、その原因が本業務によるものなのか、それ以外によるものなのか、原因の特定が困難になるといった事態が想定され、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

No.4

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　統合基盤システムにおけるOS・Officeバージョンアップに伴う
大阪市住民記録・印鑑登録システムにかかる環境構築等業務委託

2　契約相手方

株式会社ＮＴＴデータ関西

3　随意契約理由

市民局では、デジタル統括室の調達している統合基盤システム（以下、「当該システム」という。）上で住民記録・印鑑登録システム（以下「住記システム」という。）を利用している。

当該システムにおいてWindowsのOS・Officeのサポートが令和８年11月10日に終了するためバージョンアップが予定されているところ、住記システムは当該システム上で動作する性質上、当該バージョンアップに伴う対応が必要となる。

本業務は、バージョンアップ後のOS・Office環境において、住記システムが継続して利用可能であることを確認し、環境整備を行うため、検証環境の構築、動作検証及び業務総合試験等を実施するものである。

株式会社ＮＴＴデータ関西は、令和５年７月31日付け大市民契第８８号「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」契約の受託者であり、住記システムサービスを本市に提供するとともに運用保守業務も行っている。

本業務は、現行の運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外に委託した場合、例えば、住記システムに不具合等が判明した際に、その原因が本業務によるものなのか、それ以外によるものなのか、原因の特定が困難になるといった事態が想定され、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）

No.5

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　郵便局への個人番号カードに係る電子証明書関連事務及び券面記載事項変更等受付事務業務委託

2　契約相手方

日本郵便株式会社

3　随意契約理由

本業務は、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13 年法律第 120 号)」（以下、「法」とする。）第３条の規定に基づき、郵便局３局を指定し、令和８年 10 月１日より、北区、西区、東淀川区の住民基本台帳に記載されている者に係る署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行・更新業務、マイナンバーカードに設定された暗唱番号の初期化、マイナンバーカードの券面記載事項変更の受付等、マイナンバーカード事務に係る業務（法第２条第６号及び第７号に掲げる事務並びに同条第８号に掲げる事務）を委託するものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により日本郵便株式会社と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

No.6

随意契約理由書

1　案件名称

もと市民交流センターひがしよどがわ外壁タイル剥落防止ネット設置工事（道路境界面・隣地境界線付近）業務委託

2　契約相手方

日本管財株式会社

3　随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部施設担当（電話番号：06-6208-7327）

No.7

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度人権啓発広報用動画制作事業業務委託

2　契約相手方

株式会社ＩＤＥＡＬ

3　随意契約理由

本事業は、法務省委託事業として啓発用動画を制作するものであり、昨年度の「障害のある人」に関するテーマから、今年度は「インターネット上での人権侵害」にテーマを変更する。

啓発用動画は、区役所等で「市民」に視聴してもらうことを想定し、180 秒もしくは 30 秒という短時間で「気づき」を促せるものを制作する。インターネット上での様々な人権問題について知り、対応などについて理解を深めることができるよう、「関心を引く」「正しく伝える」といった要素を短時間の動画に効果的に組み込むためには、民間事業者の持つ高度で専門的な技術や創造性が必要不可欠である。以上の理由から、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ＩＤＥＡＬの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ＩＤＥＡＬと地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結した。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（市民局ダイバーシティ推進室）

（電話番号：06-6532-7631）

No.8

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　窓口 DXSaaS 導入に伴う大阪市住民記録・印鑑登録システム前連携処理対応業務委託

2　契約相手方

株式会社ＮＴＴデータ関西

3　随意契約理由

大阪市ＤＸ戦略及び区長会議で定めた区役所ＤＸ実行計画に基づき、区役所において「書かない、漏れがない、待たない窓口」の実現に向け、デジタル統括室が窓口 DXSaaS システムの導入を予定している。令和９年２月から、窓口 DXSaaS の先行利用（住民票の写し、住民票記載事項証明書及び印鑑登録証明書の発行）を開始する。これに伴い、大阪市住民記録・印鑑登録システム（以下「住記システム」という。）が保有する住民情報、発行抑止情報および印鑑登録情報を、窓口 DXSaaS へリアルタイムで連携する必要がある。

株式会社ＮＴＴデータ関西は、令和５年７月 31 日付け大市民契第８８号「大阪市住民記録システム及び印鑑登録システム標準化対応業務委託」契約の受託者であり、住記システムサービスを本市に提供するとともに運用保守業務も行っている。

本業務で委託するのは、窓口 DXSaaS への安定したデータ連携を目的とし、要件定義、方式設計、環境変更、総合試験、運用テスト支援、初期セットアップおよび利用開始後の初期対応等を実施する業務である。

本業務は、現行の運用保守業務と密接不可分の関係にあり、同社以外に委託した場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7534）